

5 生第 1 1 5 号
令和 5 年 4 月 2 6 日

塩尻市議会
議長 牧 野 直 樹 様

塩尻市長 百 瀬 敬

塩尻市水源の保全に関する提言について（回答）

平素は市政発展のため、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 5 年 3 月 1 7 日付けで提言のありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

回 答

1 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」の規定による「水資源保全地域」の指定に向け、その候補地の検討にあたっては、水源地の状況把握、指定基準について「塩尻市環境審議会」で積極的に協議すること。

本市には、信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流れ、塩尻峠と善知鳥峠、鳥居峠は、太平洋と日本海への分水嶺となっています。これらの河川は、すべて市域を源流としており、良質な水資源を有しています。

また、本市の水道水源の約 8 割を表流水が担っており、水源地域の森林は、水資源の貯留、水質の浄化、生物多様性の保全など水源かん養機能を発揮することにより、安全で良質な水の安定的な供給に重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、外国資本による森林買収が水資源の保全に支障を及ぼす懸念があり、長野県では、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」を制定し、水資源を保全する必要があると指定した地域「水資源保全地域」における土地取引等の事前届出制を規定し、当該土地の取引等について、適切に指導、監視していくこととしており、本市の塩尻市水道ビジョンにおいても、水源保全に関する制度の活用を検討することとしています。

このようなことから、提言をいただきました「水資源保全地域」の指定につきましては、水源地の利用状況や指定範囲及び保全の必要性など関係部署との調査・研究を行い、「塩尻市環境審議会」を通じた有識者への意見等の聴取・協議などを含め指定に向け取り組みを進めてまいります。

2 塩尻市における水環境の保全のため、塩尻市公害防止条例を本市の現状に合わせた実効性のあるものとするよう検討し、水利用に関する規制には十分留意すること。

本市は、「塩尻市公害防止条例」の改正により、令和2年4月から地下水の取水を届出制とし、適正な水利用に努めています。

限りある水資源の保全のため、本市の水資源の賦存量、利用状況などの把握に努め、その有効性が担保できるよう情報を収集し、水利用に関する規制に伴う影響などに留意しながら条例改正に向け取り組みを進めてまいります。